

3月定例美祢市教育委員会会議

(議案)

議案第 1 号

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則の一部改正について

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則（平成30年美祢市教育委員会規則第7号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年 3 月 28 日 提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則の一部改正

美祢市教育委員会公印取扱規則の一部を改正する規則（平成30年美祢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校長印	美祢市立〇〇学校長印 (〇〇に小・中学校名称)	方18	18	各小・中学校 校長	公文書用
	美祢市立〇〇学校長印 (〇〇に小・中学校名称)	方30	18	各小・中学校 校長	卒業証書用

」を

「

学校長印	美祢市立〇〇学校長印 (〇〇に小・中学校名称)	方18	18	各小・中学校 長	公文書用
	美祢市立〇〇学校長印 (〇〇に小・中学校名称)	方30	18	各小・中学校 長	卒業証書用
	美祢市立〇〇学校長職務代行者印 (〇〇に小・中学校名称)	方18	18	各小・中学校 長	公文書用
	美祢市立〇〇学校長職務代行者印 (〇〇に小・中学校名称)	方30	18	各小・中学校 長	卒業証書用

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美祢市教育委員会公印取扱規則の規程は、平成31年3月15日から施行する。

議案第2号

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（平成30年美祢市教育委員会規則第4号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（平成30年美祢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中

大嶺小学校	国行町、国行東、国行西、坪美、長ヶ坪、向原、向原団地、曾根住宅、曾根上、曾根中、曾根下、工業高校住宅、上嶺、下嶺東、下嶺西、下嶺住宅1区、下嶺住宅2区、下嶺住宅3区、下嶺住宅4区、下嶺住宅5区、上嶺住宅、中村住宅、宗高、中村上、中村下、中村原団地、池尻台、池尻台1区、サン・コーポラス大嶺、来福台1丁目、来福台2丁目、来福台3丁目、来福台4丁目、来福台5丁目、来福台6丁目、来福台7丁目、来福台8丁目、駅前通、吉則町上1区、吉則町上2区、吉則町上3区、吉則町中、吉則町下、前川通、吉則上、吉則下、吉則台、日永、日永住宅、東渋倉、東渋倉団地、西渋倉、渋倉団地、草井川、奥畑、桃ノ木上、桃ノ木下、三ツ杉、下村上、下村下
-------	---

を

大嶺小学校	国行町、国行東、国行西、坪美、長ヶ坪、向原、向原団地、曾根住宅、曾根上、曾根中、曾根下、工業高校住宅、上嶺、下嶺東、下嶺西、下嶺住宅1区、下嶺住宅2区、下嶺住宅3区、下嶺住宅4区、下嶺住宅5区、上嶺住宅、中村住宅、宗高、中村上、中村下、中村原団地、池尻台、池尻台1区、サン・コーポラス大嶺、来福台1丁目、来福台2丁目、来福台3丁目、来福台4丁目、来福台5丁目、来福台6丁目、来福台7丁目、来福台8丁目、駅前通、吉則町上1区、吉則町上2区、吉則町上3区、吉則町中、吉則町下、前川通、吉則上、吉則下、吉則台、日永、日永住宅、東渋倉、東渋倉団地、西渋倉、渋倉団地、祖父ヶ瀬上、祖父ヶ瀬下、祖母ヶ河内、七田、
-------	--

	四郎ヶ原上、四郎ヶ原下、杉原、中村、嘉木、滝口、草井川、奥畑、桃ノ木上、桃ノ木下、三ツ杉、下村上、下村下
--	--

に改め、同表城原小学校の項及び赤郷小学校の項を削る。

第2条のうち、別表第2の改正規定を次のように改める。

別表第2大嶺中学校の項中「城原小学校 通学区域」を削り、同表豊田前中学校の項を削り、同表美東中学校の項中「赤郷小学校 通学区域」を削る。

附 則

この規則は平成31年3月29日から施行する。

議案第3号

みね型地域連携教育推進協議会設置要綱の制定について

みね型地域連携教育推進協議会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

みね型地域連携教育推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会総がかりで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を充実させるために、みね型地域連携教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市の取組についての成果と課題を共有し、具体的な振興及び改善策を協議・提案するものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 「学校運営協議会」の運営方法の支援に関する事。
- (2) 「地域協育ネット」の取組への支援に関する事。
- (3) 「小中一貫教育」にふさわしい運営体制の整備に関する事。
- (4) 「学校・地域連携カリキュラム」の策定・取組への支援に関する事。
- (5) 「小中共通の視点による学校評価」の取組への支援に関する事。
- (6) 「みね型地域連携教育」全般にかかる取組への支援に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項に関する事。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は20人程度とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 中学校区の学校運営協議会の代表者
- (2) 小学校及び中学校長会の代表者
- (3) 美祢青嶺高等学校及び成進高等学校の代表者
- (4) 統括コーディネーターの代表者
- (5) 地域コーディネーターの代表者
- (6) 教育委員会事務局（学校教育課及び生涯学習スポーツ推進課）の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(専門委員会)

第7条 協議会に「小中一貫教育推進プロジェクト」のための専門委員会を設置し、小中一貫教育の取組に必要な教育環境づくり等の調査・研究を行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

議案第4号

美祢市学校医（内科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（内科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

- 1 学校医（内科医）の任期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 2 学校医（内科医）の氏名

氏名	所属	担当校
藤村 寛	医療法人社団 寛仁会 藤村内科クリニック	伊佐小学校
横山 幸代	三澤医院	厚保小学校 厚保中学校
山本 一誠	医療法人社団 恵水会 山本医院	大嶺小学校
中元 起力	中元医院	重安小学校 麦川小学校 伊佐中学校
白井 文夫	白井クリニック	於福小学校 於福中学校
原田 菊夫	医療法人 原田外科医院	豊田前小学校 大嶺中学校
吉崎 美樹	吉崎内科医院	大田小学校 綾木小学校 淳美小学校 美東中学校
坂井 久憲	医療法人社団 さかい内科クリニック	秋吉小学校 秋芳桂花小学校 秋芳中学校

議案第5号

美祢市学校医（歯科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（歯科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 学校医（歯科医）の任期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 学校医（歯科医）の氏名

氏名	所属	担当校
田中 康雅	医療法人伊佐歯科診療所	伊佐小学校 豊田前小学校
橋本 正明	はしもと歯科医院	美東中学校
木林 弓人	みとう歯科医院	綾木小学校
辻 龍雄	つじ歯科クリニック	厚保小学校 厚保中学校
來島 孝晴	医療法人社団 玄晴会 きじま歯科クリニック	大嶺小学校 大嶺中学校 於福中学校
中嶋 文彦	美祢歯科医院	重安小学校 於福小学校
實能田 尚	みのだ歯科医院	麦川小学校 伊佐中学校
五嶋 賢司	医療法人社団グレイス 秋芳歯科医院	大田小学校 淳美小学校 秋吉小学校 秋芳桂花小学校 秋芳中学校

議案第6号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（耳鼻科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 学校医（耳鼻科医）の任期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 学校医（耳鼻科医）の氏名

氏名	所属	担当校
樽本 俊介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	伊佐小学校 厚保小学校 伊佐中学校 厚保中学校
山本 陽平	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	伊佐小学校 厚保小学校 伊佐中学校 厚保中学校
狩野 有加莉	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	大嶺小学校 大嶺中学校
沖中 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	大嶺小学校 大嶺中学校
竹本 洋介	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	重安小学校 麦川小学校 於福小学校 豊田前小学校
小林 由貴	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	秋芳桂花小学校 秋芳中学校

西村 省吾	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	秋吉小学校 於福中学校
眞崎 達也	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	綾木小学校 淳美小学校 美東中学校
坂本 めい	山口大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科分野	大田小学校 美東中学校

議案第7号

美祢市学校医（眼科医）の委嘱について

下記の者を美祢市学校医（眼科医）に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 学校医（眼科医）の任期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 学校医（眼科医）の氏名

氏名	所属	担当校
砂田 潤希	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	厚保小学校 麦川小学校 豊田前小学校 秋芳桂花小学校 厚保中学校
芳川 里奈	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	伊佐小学校 重安小学校 於福小学校 伊佐中学校 於福中学校
山城 知恵美	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	綾木小学校 淳美小学校 大嶺中学校
西本 綾奈	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	大嶺小学校 大田小学校 美東中学校
小林 由佳	山口大学大学院医学系研究科眼科学教室	秋吉小学校 秋芳中学校

議案第 8 号

美祢市学校薬剤師の委嘱について

下記の者を美祢市学校薬剤師に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 学校薬剤師の任期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 学校薬剤師の氏名

氏 名	所 属	担当校
篠田 南海子	篠田薬局	伊佐小学校 伊佐中学校
山本 淳子	クスリの岩崎チェーン	重安小学校
野山 友志	フラワー薬局ほたるの里店	大田小学校 美東中学校
川越 陽子	みね薬局	大嶺小学校 大嶺中学校 於福中学校
真瀬 真佐子		厚保小学校 麦川小学校 厚保中学校
玉井 賢悟	秋芳薬局	於福小学校 秋吉小学校 秋芳中学校
堀田 慶子	美祢社会復帰センター薬局	豊田前小学校
北川 建	ファミリー薬局	淳美小学校 秋芳桂花小学校
永田 可奈子	美秋薬局	綾木小学校

議案第 9 号

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条表中

「

美祢市川東体育館	通年	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年1月3日 までの日
----------	----	-------------------	------------------------

」を

「

美祢市川東体育館	通年	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年1月3日ま での日
美祢市豊田前体育 館	通年	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年1月3日ま での日
美祢市城原体育館	通年	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年1月3日ま での日
美祢市赤郷体育館	通年	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年1月3日ま での日

」に、

「

豊田前中学校グラウンド 夜間照明施設	通年	日没後の必要時間 から午後9時まで	12月29日から翌年1月3 日までの日
-----------------------	----	----------------------	------------------------

」を

「

豊田前多目的広場夜 間照明施設	通年	日没後の必要時間 から午後9時まで	12月29日から翌年1月3 日までの日
--------------------	----	----------------------	------------------------

」に改める。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

美祢市温水プール管理員設置要綱の一部改正について

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成 25 年美祢市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 3 月 28 日

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市温水プール管理員設置要綱の一部を改正する訓令

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成 25 年美祢市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「7 万 9,310 円」を「8 万 900 円」に改める。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

美祢市社会教育指導員等の委嘱について

下記の者を美祢市社会教育指導員及び社会教育専門指導員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 指導員等の任期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 指導員等の氏名

区分	氏 名	所 属	備考
社会教育指導員	齊藤 光雄	生涯学習スポーツ推進課	再任
社会教育指導員	藤永 英子	大嶺公民館館長兼市民会館館長	再任
社会教育指導員	高田 徹明	美祢図書館館長	新任
社会教育専門指導員	阿川 伸美	生涯学習スポーツ推進課（花づくり）	再任

議案第 12 号

美祢市温水プール管理員の委嘱について

下記の者を美祢市温水プール管理員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 管理員の任期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 管理員の氏名

区分	氏 名	所属	備考
管 理 員	櫛崎 和美	美祢市温水プール	再任
管 理 員	三浦 洋介	美祢市温水プール	再任

議案第 13 号

美祢市立図書館あり方検討委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市立図書館あり方検討委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を
求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 委員の任期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所属	備考
山根 文江	2 号委員（関係団体代表者）（読み聞かせの会代表）	再任
野原 妙子	3 号委員（図書館利用者）（美祢地域）	再任
木村 幸子	3 号委員（図書館利用者）（美東地域）	再任
豊田 康恵	3 号委員（図書館利用者）（秋芳地域）	再任

議案第 14 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 委員の任期 委嘱日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	倉永 栄	大田公民館運営審議会 会長	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	末永 浩己	高山産業株式会社	平成 31 年 4 月 1 日	
解嘱	松野登美子	大田公民館運営審議会 委員	平成 31 年 3 月 31 日	
解嘱	高山 正樹	高山産業株式会社 代表取締役	平成 31 年 3 月 31 日	

議案第 15 号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の委嘱について

下記の者を美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

- 1 家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の任期
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 2 家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の氏名

氏 名	所 属	備考
宮崎 芳子	美祢市立綾木小学校非常勤講師	再任
上利 真澄	主任児童委員	再任
田中 和代	児童クラブ指導員	再任
安倍 悦子	市民福祉部 地域福祉課 家庭児童相談員	再任

議案第16号

美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則を次のとおりとする。

平成31年3月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年美祢市条例第102号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、川東コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理その他必要な事項を定めるものとする。

(職員の職務)

第2条 所長は、上司の命を受け業務を掌理し、所属職員及び管理人を指揮監督する。

2 管理人は、上司の指示に従いセンターの業務に従事する。

(開館及び閉館)

第3条 センターは、次の日を除き開館する。ただし、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理上必要であると認めた場合は、臨時に休館し、開館し、又はこれを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第4条 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要であると認めたときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(使用の申請)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ使用（変更）許可申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、使用する日の3箇月前から3日前までの間とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（使用許可書の交付）

第6条 教育委員会は、前条の申請書が提出された場合において適当と認めるときは、使用（変更）許可書（別記様式第2号）を申請書を提出した者に交付する。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用するときは、許可書を携行し、管理人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の順位）

第7条 使用許可の順位は、申請順による。ただし、教育委員会が公益上、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用時間の範囲）

第8条 使用時間は、本来の目的に使用する時間のほか、準備及び設備等を原状に復するためには要する時間を含めたものとする。

（使用の変更及び取消承認）

第9条 使用者は、その後やむを得ない理由により使用を変更する場合は、使用する日の5日前までに使用許可（変更）申請書（別記様式第1号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 使用者は、その後やむを得ない理由により使用できなくなった場合は、使用する日の5日前までにセンター使用取消承認申請書（別記様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第7条の規定により、使用料を減額し、又は免除するとき及びその額は、次のとおりとする。この場合において、算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業又は行事に使用するとき 使用料の全額

(2) 市内の団体が市の行政活動の協力目的等のために使用するとき 使用料の全額

(3) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が教育又は保育活動に使用するとき 使用料の全額

(4) 市又は教育委員会が後援する事業又は行事に使用するとき 使用料の2分の1に相当する額

- (5) 国、他の地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公共的団体が市民の福祉向上のために使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
 - (6) 施設の設置目的に鑑み、教育委員会が減額することが適当と認める団体が、当該団体の目的（営利目的を除く。）のために使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
 - (7) 構成員の過半数が市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はその介護を行う者で組織された団体が使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
 - (8) 構成員の過半数が市内に居住する65歳以上の者で組織された団体が使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
 - (9) 構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で組織された団体が使用するとき 使用料の2分の1に相当する額
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に減額し、又は免除する理由があると認めるとき その都度定める額
- （使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、係員の指示に従うとともに次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けていない物品、印刷物等を掲示し、販売し、若しくは配布し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 他の使用者に対して迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外でアルコール類の飲食をしないこと。
- (5) くぎ付け、はり紙等建物その他物件を破損する恐れがある行為をしないこと。
- (6) 設備を変更しようとするときは、管理人の指示を得ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に反する行為をしないこと。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理

に関する条例施行規則の規定は、平成31年1月1日から施行する。

議案第 17 号

美祢市博物館等施設特別専門員の委嘱について

下記の者を美祢市博物館等施設特別専門員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 特別専門員の任期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

2 特別専門員の氏名

氏 名	所 属	備 考
荒木 陽子	秋吉台科学博物館	再任
柳井 有	秋吉台科学博物館	新任
小田村 宏	長登銅山文化交流館館長	再任
椿 徹	長登銅山文化交流館	新任
村上 崇史	文化財保護課	再任

議案第 18 号

特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会委員の委嘱について

下記の者を特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 委員の任期 委嘱日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
吉村 和久	九州大学名誉教授（化学）	新任
石原与四郎	福岡大学理学部助教（地質）	新任
鮎沢 潤	福岡大学理学部助教（地質）	新任
久間 英樹	松江工業高等専門学校教授（電子制御工学）	新任
堀 学	山口大学理学部准教授（生物）	新任
後藤 聡	日本洞窟学会会長（洞窟写真）	新任

議案第 19 号

美祢市長登銅山文化交流館運営審議会委員の委嘱について

下記の者を美祢市長登銅山文化交流館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 31 年 3 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 委員の任期 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

氏 名	所 属	備 考
櫛崎 和美	大田ふるさと振興会会長	再任
井上 征男	長登古代銅精錬愛好会会長	再任
世良 泰祐	長登銅山保存会会長	再任
阿野 太助	(一社) 美祢市観光協会	再任
森重 武久	美東町文化研究会顧問	再任